

京都市乗合自動車乗車細則の一部を改正する規程を公布する。

令和5年9月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第3号

京都市乗合自動車乗車細則の一部を改正する規程

京都市乗合自動車乗車細則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(運賃の支払方法等) 第4条 旅客は、乗車の際（別に指定する場合は、降車の際）に、普通券、回数券若しくは普通券による運賃相当額の現金を料金箱に差し入れ（別に指定する場合は係員に手渡し）、又は定期券、一日乗車券、無賃乗車券、割引乗車券、京都市敬老乗車証条例第2条第1号に規定する第1種敬老乗車証（以下「敬老乗車証」という。）若しくは福祉乗車証を係員に呈示しなければならない。	(運賃の支払方法等) 第4条 旅客は、乗車の際（別に指定する場合は、降車の際）に、普通券、回数券、 <u>京都市敬老乗車証条例第2条に規定する敬老乗車券</u> 若しくは普通券による運賃相当額の現金を料金箱に差し入れ（別に指定する場合は係員に手渡し）、又は定期券、一日乗車券、無賃乗車券、割引乗車券、京都市敬老乗車証条例第2条に規定する第1種敬老乗車証（以下「敬老乗車証」という。）若しくは福祉乗車証を係員に呈示しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)